



## 「労使間の取り扱いに関する協約」の平等かつ公平な運用を求める申し入れ

組合員間の格差は許さない!

賃金カットによる不利益が発生!

「過度な便宜供与」とは誤魔化しだ!

2/21 提出

フルフレックス適用者による団体交渉への参加が「労働時間」として取り扱われないことは

### 組合員への「不利益と分断」行為であり

## 断じて認められない!

### 申し入れ項目

1. 団体交渉等に関する便宜供与については、組合員の働き方と生活を保障し、労使間の取り扱いに関する協約第49条に則り、勤務種別や勤務形態に関わらず平等かつ公平に運用すること。

組合活動への参加の有無によって働き方や環境が

“差別”され、取り扱いの変更によって

組合員を“分断”する行為は

## 労働組合活動への「支配介入」以外の何物でもない!